

平成 25 年 3 月 28 日
内閣府公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業
公害健康被害補償業務の徴収業務
(平成 21 年度～平成 24 年度分)
の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

(1) 実施の経緯

独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）は、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）が排出した硫黄酸化物量に応じた「汚染負荷量賦課金」として、納付義務者から徴収する業務（以下、「徴収業務」という。）を行っている（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下、「公健法」という。）第 52 条 1 項）。

徴収業務については、旧公健法第 89 条に基づく徴収業務が開始された昭和 49 年度から平成 20 年度まで、各地の商工会議所に業務の一部を委託してきた。

「公害健康被害補償業務の徴収業務」については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札（以下、「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。

これを受けて、独立行政法人環境再生保全機構理事長は、官民競争入札等監理委員会の議を経て、「公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）を定め、実施要項に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定している。

その概要は以下のとおりである。

(2) 民間競争入札の対象となった業務の概要

業務内容等

事 項	内 容
業務内容	<p>実施要項「2. (1)、(2)」に記載されているとおりであるので、以下、主要な項目のみを引用する。</p> <p>「(1) 民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申告関係書類の送付 ② 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応 ③ 適切な申告書提出の慇懃 ④ 申告書等の受理及び点検 ⑤ 申告状況の報告 ⑥ 未申告事業所に対する措置 ⑦ 納付義務者の申告の記録 ⑧ 申告書等の機構への送付 ⑨ 機構が開催する研修会への参加 ⑩ 徴収実施期間後の納付義務者からの相談 <p>(2) 業務実施に係る留意事項</p> <p>徴収業務を円滑かつ適正に進めるためには、次に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な徴収業務従事者の配置 ② 教育体制」
事業期間	平成 21 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
受託事業者	日本商工会議所
支払額（※） (税込)	<p>平成 21 年度：1 億 8021 万 5984 円</p> <p>平成 22 年度：1 億 7902 万 6017 円</p> <p>平成 23 年度：1 億 7904 万 2971 円</p> <p>平成 24 年度：1 億 7868 万 7022 円（見込）</p>

(※) 支払額は、5 年間分の落札金額（909,358,868 円＜税込＞）を 5 等分した額（181,871,774 円＜税込＞）又は当該事業年度の委託徴収業務に要した経費の支出額のいずれか低い額を支払う契約となっている（委託契約書第 12 条第 1 項）。

業務にあたり確保されるべき質

	達成すべき質
①申告書の提出率	申告書の提出率（納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件数の割合をいう。以下同じ。）に関して目標とする水準は 100%とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は 96%以上とすること。 ※なお、徴収実施期間の終了日時点における申告書の提出率が 96%未満の場合には、委託費を減額するものとする（実施要項「2. (4) ②」）。
②機構への関係書類の送付	ア 受理した申告書等を、法令に定める期限後 10 日以内に遅延なく機構へ送付すること。 イ 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年 6 月 30 日までに遅滞なく機構へ提出すること。

2 受託業者決定の経緯

実施要項に基づき、外部有識者等を含めた評価委員会において、入札参加者（3 者）より提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーション結果を踏まえ、必須項目審査及び加点項目審査を行った。

その結果、入札参加者（3 者）のうち 2 者については、必須項目を「一つでも満たしていない場合には不合格とする。」（実施要項「6. (1) ① 必須項目審査」）に該当したため、不合格となった。

そこで、「必須項目を全て満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、必須項目審査に係る基礎点及び加点項目審査に係る加算点の合計点を入札価格で除して得られた値が最も高い者を落札者とする」との規定（実施要項「6. (2)」）に基づき、「入札価格が予定価格の制限の範囲内」であった、上記受託事業者を落札者として決定した。

II 評価

1 評価方法について

機構から提出された、「民間競争入札実施事業 公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について（平成 21 年～平成 24 年度（6 月 30 日時点）分）」と題する報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等

の観点から、実績評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの質についての実施状況と評価

ア サービスの実施結果

(ア) 「①申告書の提出率」について

＜表1 徴収実施期間の終了日時点(毎年6月14日。平成21年にあっては、6月15日。)における申告書の提出率＞

達成すべき質：「徴収実施期間の終了日時点の提出率は96%以上」				
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	21～24年度 平均
98.33%	97.93%	98.54% * (98.33%)	98.39%	98.30%

* 平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県を除いた数値である。下段括弧書内の数値は、東日本大震災の影響の大きな5県を含めた申告書の提出率である。

** 本事業を開始する前の「平成20年度」の提出率は97.67%である。

(イ) 「②機構への関係書類の送付」について

達成すべき質	結果
受理した申告書等を、法令に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付すること。	納付義務者から受理点検した関係書類は、「法令（公健法第55条）に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付」された。 また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。
「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。	・「委託事業実績書」は、平成21～24年度の「6月30日までに遅滞なく機構に提出」された。 ・「業務実施台帳」は、平成21～24年度の「6月30日までに遅滞なく機構に提出」された。

イ 評価 「業務にあたり確保されるべき質」の充足

「①申告書の提出率」における、「徴収実施期間の終了日時点の提出率

は 96%以上」との条件につき、全ての年度において達成されており、評価できる。

特に、東日本大震災が発生した平成 23 年度においても、要求水準が充足されている。受託事業者は、被災した 5 県の商工会議所をして、被災した納付義務者に対する個別相談会の場を設けさせるなどしており、突発事態に対する受託事業者の創意工夫が評価されるところである。

「②機構への関係書類の送付」についても、受理した申告書等については法令に定める期限後 10 日以内に遅延なく機構へ送付され、また、法令に定める期限後に納付義務者から提出された申告書についても速やかに機構へ送付されており、評価できる。

さらに、「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」が、毎年 6 月 30 日までに遅滞なく機構へ提出されており、この点も評価できる。

(2) 受託事業者による創意と工夫の例

① 信頼関係とノウハウの活用

受託事業者は、各地の商工会議所と再委託契約を締結して業務の一部を遂行させることにより、各地の商工会議所が地元の商工会議所会員企業との間で有している信頼関係を有効に活用している。

また、各地の商工会議所は、昭和 49 年以降、徴収業務の一部を受託した経験を背景としたノウハウを有しており、受託事業者は、このノウハウも有効に活用している。

② イントラネットの活用

受託事業者は、受託業務として「(納付義務者からの) 相談への対応 (実施要項「2. (1) ②」及び「(相談内容の) 機構への引き継ぎ」(同⑩)」を求められている。

この業務においては、「各納付義務者が賦課金を支払えない事実」「各納付義務者の経営状況」等の、「納付義務者が特に外部に知られたくない情報」が、受託事業者内部において全国的に授受されることが予定されている。

各地商工会議所と受託事業者との間ではイントラネットが構築されており、インターネットを利用した場合と比較して漏洩のリスクを低減させており、本業務に対する各納付義務者の信頼の確保及び本業務の円滑な推進に寄与しているところである。

③ 納付義務者に対する申告・納付説明会の実施

本業務の円滑な運用にあたっては、納付義務者の公健法に対する理解の促進や、疑問等の解消が必要であるところ、各年度において平均

して 100 程度の会場において申告・納付説明会が実施されている。

さらに、前掲「II 2(1)ア (ア)」の「①申告書の提出率」が実施要項における要求水準「96%」を上回っている事実からすれば、申告・納付説明会に一定程度の効果があるものと評価できる。

④ 業務マニュアルの作成・ノウハウの蓄積

受託事業者において業務マニュアルが作成され、トラブル事例やその解決法などについてノウハウが蓄積され、ナレッジマネジメントが実践されて、業務の効率化に貢献している。

⑤ 未申告事業者に関する現地調査

実施要項においては、「未申告事業者のうち連絡が取れない場合には、当該事業所の存在の有無等状況の確認を行うこと」が求められているところである。

受託事業者は、法令に定める期限までに申告書の提出がない事業所に対して、申告・納付の督励を行った。当該督励に当たっては、民間事業者は未申告事業所の督励方法及び状況調査の方法を機構と協議した。また、未申告事業所のうち連絡が取れない場合には、当該事業所の存在の有無等状況の確認を行っており、全国に展開する組織を活用していると評価できる

(3) 受託事業者による業務上の改善にかかる提案の例

オンライン申告の増加

申告書のオンライン提出につき、受託事業者が各地の商工会議所を通じて納付義務者らへ働きかけを続けた結果、オンライン提出件数は、本事業委託前の平成 20 年度の約 1500 件から、平成 24 年度には約 4000 件へと順調に伸びており、これに伴って、一律に配布していた申告書の配布数削減によるコストダウンも達成されている。

3 実施経費についての評価

<表2 実施経費の状況>

(単位:円 税込)

【参考】(本事業実施前の額) 平成 20 年度	平成 21 年度 (20 年度比削減率)	平成 22 年度 (20 年度比削減率)	平成 23 年度 (20 年度比削減率)	平成 24 年度見込 (20 年度比削減率)
195,561,047	180,215,984 (▲7.85%)	179,026,017 (▲8.46%)	179,042,971 (▲8.45%)	178,687,022 (▲8.63%)

(参考 17 年度:205,891,372 円、18 年度:204,661,052 円、19 年度:203,431,354 円。)

本事業を受託事業者に委託する前の年度である「平成 20 年度」と比較して、着実に実施経費が低減しているところであり、その低減額も約 8~9%

程度であり、経費の削減が図られているものと考えられる。

4 評価のまとめ

(1) 評価の総括

実施要項において定められている「徴収業務の質」については、いずれも充足され、質が維持されているものと評価できる。さらに、受託事業者は、前掲の創意工夫や改善提案を実施しており、この点においても評価できる。

実施経費についても、本事業が民間委託される前の年度である平成 20 年度と比較して 8%から 9%程度の削減となっているばかりか、わずかながらではあるも着実に減少している。

以上より、公共サービス改革法において求められている、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が、一定程度達成されているものと評価できることから、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が期待される。

(2) 今後の方針

① コストの削減について

本事業については、順調な運用がなされているものと評価できるところではある。

しかし、経費の削減の幅が 8.5%程度で固定化される傾向が表れているところであり、今後、さらなる削減が民間の創意工夫で可能となる余地がないか、見直しを続けることが望まれる。

② 競争性の確保について

本事業の入札においては、3 者が入札に参加したもの、2 者については「必須項目を全て満たす」ことができなかつた。

次期事業については、「健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護」（公健法 1 条）を実施するために必要となる、「財源の確実な徴収」という重要な政策目的を達成しつつ、他方では競争性の確保も図るべく、「必須項目」の内容につき、過重な「必須項目」が存在しないかなどについて、改めて検討することが必要と考えられる。

以上

別添

平成24年9月13日
独立行政法人環境再生保全機構

民間競争入札実施事業 公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について (平成21年度～平成24年度(6月30日時点)分)

当機構は、「公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項」(平成20年10月)の「11. 委託事業の評価に関する事項」に規定された「機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。
①申告書の提出率 ②機構への関係書類の送付」との条項に基づき、当該二項目について調査を実施したので、以下、報告する。

1. 事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号、以下「公健法」という。)第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者(以下「納付義務者」という。)が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金として徴収する業務を行っている。

(1) 委託業務内容

申告書等の送付及び受理点検、申告・納付説明会の開催、制度の普及宣伝、申告・納付の協力要請等

(2) 契約期間

平成21年3月1日から平成26年3月31日まで

(3) 受託事業者

日本商工会議所

2. 民間競争入札の対象となる徴収業務の質

(1) 申告書の提出率

申告書の提出率(納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件

数の割合をいう。以下同じ。) に関する目標とする水準は 100% とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は 96% 以上とすること。

(2) 機構への関係書類の送付

- ① 受理した申告書等を、法令に定める期限後 10 日以内に遅延なく機構へ送付すること。
- ② 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年 6 月 30 日までに遅滞なく機構へ提出すること。

3. 調査項目

機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。

(1) 申告書の提出率

(2) 機構への関係書類の送付

4. 調査結果

(1) 申告書の提出率

① 各年度の申告書の提出率について

実施要項の 2 (1) ②イに記載する徴収実施期間（毎年 3 月 1 日から 6 月 14 日（平成 21 年にあっては 6 月 15 日））の終了日時点における申告書の提出率は、以下のとおりである。

<表 1 各年度における申告書の提出率>

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	21～24年度 平均
97.67%	98.33%	97.93%	98.54% (98.33%)	98.39%	98.30% (98.25%)

(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響の大きな 5 県を除いた数値。下段 () 書は東日本大震災の影響の大きな 5 県を含めた申告書の提出率である。

② 平成23年度の徴収実施期間について

平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県（青森・岩手・宮城・福島・茨城の各県。以下「被災5県」という。）の納付義務者にかかる申告・納付期限を国税徴収の例に倣い延長したことに伴い、以下のとおり、徴収実施期間をそれぞれ延長することとした。

(ア) 青森県・茨城県

平成23年8月29日

(イ) 岩手県・宮城県・福島県（一部地域を除く）

平成24年3月31日

③ 平成24年度の徴収実施期間について

平成24年度についても、国税徴収の例に倣い、被災5県のうち申告・納付期限の延長措置が継続している地域（福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の納付義務者にかかる徴収実施期間を延長しているところである。

（2）機構への関係書類の送付

① 納付義務者から受理点検した関係書類は、公健法第55条に定める期限後10

日以内に遅延なく機構へ送付された。

また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。

② 委託事業実績書は、平成21～24年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。

③ 業務実施台帳は、平成21～24年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。

以上

参考資料

1. 受託事業者による創意と工夫の例

- (1) 日本商工会議所と各地商工会議所は、商工会議所法第6条により、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されている。
- 商工会議所と、商工会議所会員企業との間には、地域に根ざした密接な信頼関係が構築されており、受託事業者は各地商工会議所との間で本業務の一部の実施に関する再委託契約を締結することで、昭和49年度から委託業務を経験し、業務内容に精通した各地商工会議所担当者のノウハウを引き続き活用するほか、各地商工会議所と納付義務者との信頼関係をもとに業務の円滑な実施を可能とした。
- (2) 受託事業者は各地商工会議所との間にイントラネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構からの連絡事項等を速やかに周知させた。イントラネットは内部ネットワークのため、申告・納付期限を過ぎても申告・納付の無い納付義務者（以下、「未申告事業者」という。）の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。
- (3) 公害健康被害補償業務は納付義務者の申告・納付への理解を求めることが必須であり、経営状況の善し悪しにかかわらず申告・納付する義務があることへの反発や、公害健康被害者のいない地域の納付義務者が主張する申告・納付の必要性に関する疑問、賦課料率格差でより大きな金銭的負担を伴う旧指定地域の納付義務者が有する不満への対応には、申告・納付説明会の機会を設け、機構担当者だけでなく、監督官庁である環境省担当部局職員も申告・納付説明会に説明者として、直接納付義務者に説明、個別の相談対応が大変重要なものとなっている。

全国約8,400の納付義務者の参加の便宜を考慮して全国101～105か所の商工会議所において申告・納付説明会を実施したが、各地商工会議所を説明会場とすることができるため日程調整が容易であったほか、使用するOA機材（ノートパソコン、プロジェクター、スクリーンなどの大型機器を含む。）については、通常、各地商工会議所に備え付けてあるため、低コストで使用することができた。

また、被災5県の商工会議所については、被災した納付義務者に対して個別相談会の場を設けるなどの丁寧な対応を行うことができた。

申告・納付説明会の実施状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催会場数	103	102	101	104	105
開催会議所数	148	149	147	152	153
実施期間	平成20年4月2日 ～4月21日	平成21年4月2日 ～4月22日	平成22年4月2日 ～4月23日	平成23年4月4日 ～4月26日,6月 27日,7月1,4,5,7 日,9月1,2,5,8日	平成21年4月2日 ～4月22日

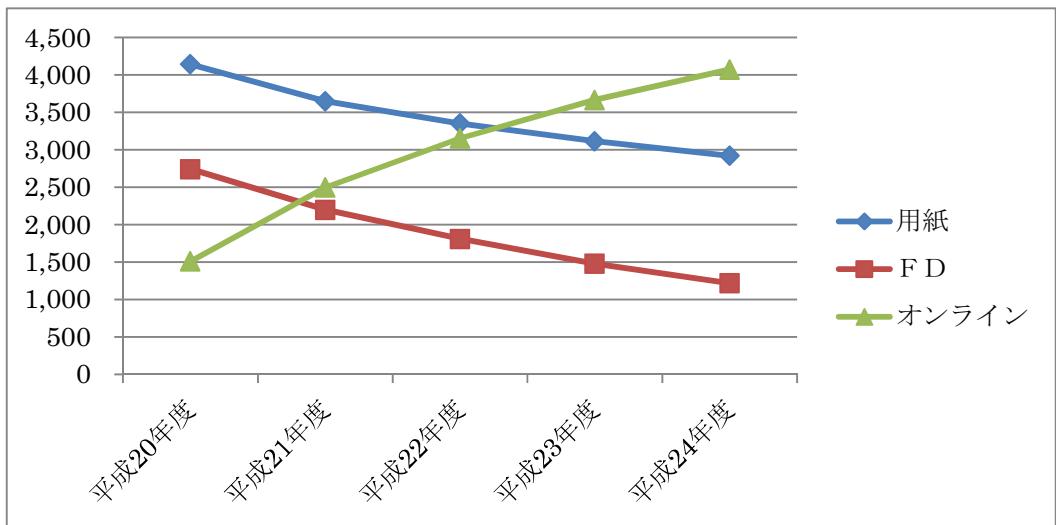
(4) 業務マニュアル（『徴収業務の実施について』、『点検マニュアル』）を機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

(5) 機構が指示した未申告事業者について、情報収集等（現地写真撮影、登記簿の取得）を行い、機構による未申告事業者への申告督励業務の円滑な実施を可能とした。

2. 受託事業者による業務上の改善にかかる提案の例

機構が実施しているオンライン申告促進の取り組みについて、各地商工会議所を通じた納付義務者への直接的なオンライン申告促進の働きかけや、一律に配布していた申告用紙の配布数削減等について提案があり、その結果印刷部数の軽減に寄与した。

オンライン申告件数の伸び率 (単位：件)



3. 実施経費の状況

平成20年度と本業務開始以降の実施経費は、以下のとおりである。

実施経費の状況 (単位：円)

平成 20 年度	平成 21 年度 (20 年度比削減率)	平成 22 年度 (20 年度比削減率)	平成 23 年度 (20 年度比削減率)	平成 24 年度見込 (20 年度比削減率)
195,561,047	180,215,984 (▲7.85%)	179,026,017 (▲8.46%)	179,042,971 (▲8.45%)	178,687,022 (▲8.63%)

※ 17年度：205,891,372円、18年度：204,661,052円、19年度：203,431,354円。

4. 評価

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び公共サービス改革基本方針に基づく今回の民間競争入札では、徴収業務の質の維持向上、実施経費の節減を図ることが求められている。

したがって、これらの観点から評価を行うこととした。

（1）徴収業務の質の維持向上について

① 申告書の提出率

申告書提出率については、平成21～24年度のいずれの年度でも、徴収業務の質として定めた96%以上（平均98.30%）の提出率の基準を維持しており、申告書の提出率は達成されていることから、評価できる。

② 機構への関係書類の送付結果について

関係書類（申告書、委託事業実績書、業務実施台帳）については、平成21～24年度のいずれの年度でも、期限までにそれぞれ機構で受理しており、達成すべき徴収業務の質は確保されたものと評価できる。

（2）実施経費の節減状況について

前記3のとおり、実施経費に関しては、民間競争入札導入前の直近年度である平成20年度の実施経費の実績額に比して着実に減少している。

（3）まとめ

上記のとおり、徴収業務の質については、すべて達成された。

特に、東日本大震災の影響によって、被災5県にかかる申告書提出率の低下が懸念されたが、平成23年度及び平成24年度についても、ほぼ例年並みの申告書の提出率を維持することができた。これは、汚染負荷量賦課金の申告の必要性について納付義務者に対し丁寧な対応を行うことにより、公害健康被害補償制度への理解を得た結果であると考える。

また、徴収実施期間を延長した平成23年度（東日本大震災の影響による。）における実施経費も微増にとどめるなど、実施経費の節減に努めた点も大いに評価できる。

さらに、受託事業者の創意・工夫によって改善された点としては、以下の二つが挙げられる。

① 受託事業者は各地商工会議所との間にインターネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構から

の連絡事項等を速やかに周知させた。インターネットは内部ネットワークのため、未申告事業者の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。

- ② 業務マニュアル（『徴収業務の実施について』、『点検マニュアル』）を機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

（4）その他

平成25年1月に、東日本大震災の影響により申告・納付期限の延長措置が継続している地域内の事業所から申告書の提出があったため、平成24年度末の申告書の提出率は、98.45%となる見込みである。

以上